第十四条第二項の次に次の一項を加える。

３　第一項の規定により賦課決定をすることができないこととなる日前三月以内にされた期限後特例申告書の提出又は第十二条の三第一項第二号（無申告加算税）の修正申告に伴つて行われることとなる無申告加算税（同条第五項の規定の適用があるものに限る。）についてする賦課決定は、第一項の規定にかかわらず、期限後特例申告書の提出又は同号の修正申告があつた日から三月を経過する日まで、することができる。

第十四条の二第一項中「又は第四項」を「の規定による更正若しくは賦課決定、同条第三項の規定による賦課決定、同条第五項の規定による更正、決定若しくは賦課決定又は同条第六項」に、「更正又は」を「更正若しくは」に、「当該」を「同条第二項に規定する更正、同条第三項に規定する賦課決定、同条第五項に規定する更正、決定若しくは賦課決定又は同条第六項に規定する」に改め、同条第二項中「第十四条第五項」を「第十四条第七項」に、「又は第四項の規定による更正又は」を「の規定による更正若しくは賦課決定、同条第三項の規定による賦課決定、同条第五項の規定による更正、決定若しくは賦課決定又は同条第六項の規定による更正若しくは」に、「当該更正」を「同条第二項に規定する更正、同条第三項に規定する賦課決定、同条第五項に規定する更正、決定若しくは賦課決定又は同条第六項に規定する更正」に改める。

第六十七条の八第二項中「から第四号まで」を「及び第三号」に改め、同項の表第十一条第三項第一号の項を次のように改める。

第十一条第三項第一号	関税法第六十七条の十一第一号（承認の取消し）
所得税法第百四十五条第一号（青色申告の承認申請の却下）（同法第百六十六条（申告、納付及び還付において準用する場合を含む。）及び法人税法第六十四条の九第三項第三号ロ（通算承認）	同号
所得税法第百四十五条第一号及び法人税法第六十四条の九第三項第三号ロ	政令で定めるところ
帳簿書類）	若しくは第五条各項に規定する財務省令で定めるところ
、第五条各項	
若しくは第十条（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）	

第百五条の二中「及び第五項」を削り、同条の表第七十四条の十一第一項の項中「第三十六条第一項」の下に「（第二号に係る部分に限る。）」を加え、「（同項第二号に係るものに限る。）」を削り、同表第七十四条の十一第六項の項中「第七十四条の十一第六項」を「第七十四条の十一第五項」に改める。

第百八条の二第一項中「この法律、関税定率法その他の関税に関する法律（以下この条及び次条において「関税法令」という。）」を「関税法令」に改める。

附則第三項中「特例基準割合」を「延滞税特例基準割合」に、「第九十三条第二項（利子税）」を「第九十四条第一項（延滞税）」に、「附則第五項」を「附則第六項」に改める。

附則第四項中「であつて特例基準割合適用年（租税特別措置法第九十四条第一項（延滞税の割合の特例）に規定する特例基準割合適用年をいう。）に含まれる期間（以下この項において「軽減対象期間」という。）がある場合には、当該軽減対象期間」を「を含む年の猶予特例基準割合（租税特別措置法第九十四条第二項に規定する猶予特例基準割合をいう。）が年七・三パーセントに満たない場合には、当該期間」に、「特例基準割合（」を「猶予特例基準割合（」に、「第九十三条第二項（利子税」を「第九十四条第二項（延滞税」に、「特例基準割合を」を「猶予特例基準割合を」に改める。

附則第五項中「特例基準割合が」を「還付加算金特例基準割合（租税特別措置法第九十五条（還付加算金の割合の特例）に規定する還付加算金特例基準割合をいう。）が」に、「特例基準割合と」を「還付加算金特例基準割合と」に改める。

附則第六項中「その」を「租税特別措置法第九十四条及び第九十五条に規定する加算した割合（延滞税特例基準割合を除く。）が年〇・一パーセント未満であるときは年〇・一パーセントとし、その」に改め、附則に次の一項を加える。

７　とん税法附則第六項に規定する外国貿易船の船長は、当分の間、政令で定めるところにより、当該外国貿易船の航路に関する事項で政令で定めるものを記載した書面を税関に提出するものとする。

（とん税法の一部改正）

第三条　とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第六項及び第七項を次のように改める。

６　外貿コンテナ貨物定期船（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十三条の十二第一項第二号ニ（港湾運営会社の指定）に規定する外貿コンテナ貨物定期船をいう。次項において同じ。）のうち、国際基幹航路（同号ニに規定する国際基幹航路をいう。）で政令で定めるものに就航する外国貿易船が国際戦略港湾（同法第二条第二項（定義）に規定する国際戦略港湾をいい、同法附則第二十項において国際戦略港湾とみなされているものを含む。）で政令で定めるものに入港する場合における第三条第二号（課税標準及び税率）のとん税の税率は、当該外国貿易船が当該国際基幹航路に就航している期間に限り、同号の規定にかかわらず、当分の間、純トン数一トンまでごとに二十四円とする。

７　国土交通大臣は、財務大臣に対し、外貿コンテナ貨物定期船の名称その他前項に規定する税率の適用に関して必要な情報で財務省令で定めるものを提供するものとする。

附則第八項及び第九項を削る。

（特別とん税法の一部改正）

第四条　特別とん税法（昭和三十二年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項を次のように改める。

２　外貿コンテナ貨物定期船（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十三条の十二第一項第二号ニ（港湾運営会社の指定）に規定する外貿コンテナ貨物定期船をいう。次項において同じ。）のうち、国際基幹航路（同号ニに規定する国際基幹航路をいう。）で政令で定めるものに就航する外国貿易船が国際戦略港湾（同法第二条第二項（定義）に規定する国際戦略港湾をいい、同法附則第二十項において国際戦略港湾とみなされているものを含む。）で政令で定めるものに入港する場合における第三条第二号（課税標準及び税率）の特別とん税の税率は、当該外国貿易船が当該国際基幹航路に就航している期間に限り、同号の規定にかかわらず、当分の間、純トン数一トンまでごとに三十円とする。

３　国土交通大臣は、財務大臣に対し、外貿コンテナ貨物定期船の名称その他前項に規定する税率の適用に関して必要な情報で財務省令で定めるものを提供するものとする。

附則第四項から第六項までを削る。

（関税暫定措置法の一部改正）

第五条　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「平成三十二年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第四条中「平成三十二年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

第七条の三第一項中「平成三十一年度まで」を「令和二年度まで」に改め、同項ただし書中「平成三十一年度」を「令和二年度」に、「第七条の六第四項第二号」を「第七条の六第二項第二号」に改め、同条第二項第五号中「第七条の六第四項第二号」を「第七条の六第二項第二号」に改め、同条第八項中「平成三十一年度」を「令和二年度」に改める。